

令和7年度 第1回 新津小・中学校学校運営協議会



4月8日（火）新津小学校 入学式

令和7年4月28日（月）14：00～16：00

新津小学校 南校舎2階南会議室

令和7年度 第1回 新津小・中学校学校運営協議会

日時：令和7年4月28日（月）14:00～16:00

会場：新津小学校 南校舎2階南会議室

<次 第>

司会〔新津小CS担当〕

- 1 会長あいさつ
- 2 校長あいさつ 〔新津小学校長〕
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書の交付
- 4 自己紹介 【資料1：CS関係者名簿】
- 5 浜松市学校運営協議会規則の確認 【資料2：浜松市学校運営協議会規則】〔指導主事〕
- 6 会長の選出及び副会長の指名
- 7 議長の選出
- 8 前年度自己評価、前回会議録の確認【資料3：自己評価、会議録】 〔新津小教頭〕
- 9 熟議
学校運営の基本方針について【別紙】 〔新津小学校長・新津中学校長〕
- 10 報告
いじめ防止基本方針について 〔新津中教頭〕
- 11 連絡
(1) 第2回の日程及び議長の選出について【資料4：年間計画（案）】 〔新津中教頭〕
(2) その他
- 12 閉会 〔新津中校長〕

※ 諸手続きについて（閉会后） 〔新津小教頭・CS担当〕

☐ 学校運営協議会委員報酬の支払関係（新規委員）

☐ さくら連絡網への登録

学校運営協議会での「熟議のルール」

★学校運営協議会とは？

学校運営と学校運営について必要な支援について協議する機関。そのため、学校運営についての熟議の充実がポイント！

★「熟議」とは？

多くの当事者（委員）による「熟慮（よくよく考えること）」と「議論」を重ねながら、課題解決を目指す対話をする。こと。

★「熟議」のルール

- ◎他人の意見を尊重し、否定しない。
- ◎できるだけ多くの人が発言できるようにする。
- 傾聴（目を見て、うなずいて、笑顔で、聴く）
- 発言は、分かりやすく、簡潔にする。
- 建設的（ポジティブ）な意見を言う。
- 他人の意見を参考に、どんどん発想をふくらませていく。
- 共感して考えが変わった場合には、そのことを伝える。

浜松市立新津小・中学校学校運営協議会委員 (令和7年4月～令和10年3月)

No.	氏 名	ふりがな	種別	性別	肩書 等
1	牛田 吉彦	うしだ よしひこ	1	男	元中学校長
2	藤村 頼長	ふじむら としひさ	1	男	自治会連合会 会長
3	澤根 緑	さわね みどり	1	女	民生児童委員 会長
4	阿部 まゆみ	あべ まゆみ	1	女	主任児童委員 (小学校)
5	松田 哲	まつだ さとし	1	男	主任児童委員 (中学校)
6	内山 真由美	うちやま まゆみ	1	女	新津地区社会福祉協議会 ボランティア部長
7	深津 正樹	ふかつ まさき	2	男	浜松商工会議所職員 R4年度新津小PTA 会長
8	宮野 浩和	みやの ひろかず	2	男	R7年度新津小PTA 会長
9	根木 輝企	ねぎ てるき	2	男	R7年度新津小PTA 副会長
10	澤柳 由香	さわやなぎ ゆか	2	女	R7年度新津中PTA 副会長
11	藤田 緑	ふじた みどり	2	女	R7年度新津中PTA 副会長
12	水谷 裕美	みずたに ゆみ	3	女	学校支援コーディネーター
13	詫摩 恵子	たくま けいこ	3	女	学校支援コーディネーター
14	水野 功太郎	みずの こうたろう	3	男	学校支援コーディネーター

【規則種別】 ※ 1～3は、必ず1人以上を選定する。

- 1 地域住民 (自治会役員等) 2 保護者 (PTA役員等)
 3 対象学校の運営に資する活動を行う者 (学校支援CD等)
 4 その他、校長が適当と認める者。

浜松市立新津小中学校運営協議会 オブザーバー

No.	氏 名	ふりがな	性別	肩書 等
1	黒田 豊	くろだ ゆたか	男	浜松市議会議員
2	山下 美香	やました みか	女	新津協働センター 所長

浜松市立新津小中学校運営協議会 学校職員

No.	新津小学校	No.	新津中学校
1	松山 徹 (校 長)	1	中津川 広美 (校 長)
2	上村 仁美 (教 頭)	2	鳥居 篤史 (教 頭)
3	森 英 仁 (CS担当教職員)	3	影山 直男樹 (CS担当教職員)
4	二宮 千穂 (CSディレクター)	4	青木 潤子 (CSディレクター)

浜松市教育委員会 教育総務課

鈴木 陽子 (指導主事)

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 29 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 16 2 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（新津小・新津中）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- 協議会では、メンバーが、それぞれの立場から、現実性のある提案をされたので、広い視野のもと、改善策を考えることができると思われる。今後は更に、具体的な学校支援活動について、より具体的、計画性のあるものにすべく、充実させるべきと考える。
- 特に、学校への支援活動について、小学校と中学校で分かれて熟議をした結果を伝えて終わりにするのではなく、その結果に対して相互に質問したり、アイデアを出すなどの助言をしたりすることで、異なる視座からの示唆を得ることにつながると思う。そうすることで、学校支援コーディネーターの具体的な活用案も出てくる可能性があると思うため、そのような時間を確保していきたい。

＜評価項目1＞学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・ 小中それぞれの基本方針を、校長先生からの生の言葉で聞くことにより、学校が困っていることに対する手助けの方法や地域の方々との関わり方について熟議をすることにより、理想と現実との違いはあるが、一歩前進することができた。
- ・ 小学校においては、子供たちが夢を持てるように、そして夢に向かえるように、「生きる力」の育成などのキャリア教育推進を、中学校においては、LL学習を軸とした教育活動、SDGs推進活動、いのちの教育を特色とした教育活動を、熟議を通して理解することができた。

＜評価項目2＞承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・ こども家庭庁創設に伴い、浜松市にもこども家庭センターができ、「こどもまん中社会」へ向けて、世の中が動いていることを理解した。部活動の地域移行等の現場の先生方の働き方改革においては、地域との協力連携が早急な課題である。「地域の子は地域で育てる」という意識で熟議をする必要があると感じた。
- ・ 外部からの講師だけでなく、地元の方の話も加えたり、PTA活動やもりのこサポーターによる愛校活動をしたりして、気付く力や主体的に行動する力が高まるように支援していくとよい。

＜評価項目3＞協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・ 十分とは言えないが、地域の人と関わる際に、学校運営の内容について発信したり、協力者を得るようコミュニケーションをしたりするように意識が変わった。
- ・ 情報発信としては、学校のホームページに掲載しているが、まだまだ足りないと感じた。それぞれの立場で動くことや、子育てOBの皆さんの力をお借りする等、さらに工夫が必要であると感じた。

＜評価項目4＞今年度の取り組みの評価を踏まえた来年度の目標（取り組みの重点）

- ・ 地域で育てる新津の子であるべく、地域全体でどのように関わりつながっていくかを方向付けていきたい。また、地域でできることの考えに偏りがちなため、家庭や学校、地域の役割を踏まえ熟議をしていきたい。
- ・ 小学校では、「夢講話」という新たな取り組みがスタートした。このような具体的な取り組みが増えるようにするために支援できることを熟議したい。
- ・ 中学校の部活動の地域移行について、令和8年度の完全移行を節目の一つに、中学生が楽しくスポーツができる基盤づくりに協力したい。

令和6年度 第4回 新津小・中学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年1月31日（金） 14時00分から16時00分まで
- 2 開催場所 新津中学校南校舎1階 会議室
- 3 出席委員 川嶋 利博、鈴木 保明、澤根 緑、阿部 まゆみ、内山 真由美、下位 彰吾、
深津 正樹、大石 浩貴、戸塚 なつみ、澤柳 由香、水谷 裕美
- 4 欠席委員 中村 和則、松田 哲、池田 峰生、宮野 浩和
- 5 オブザーバー 黒田 豊（浜松市議会議員）、山下 美香（新津協働センター所長）
- 6 学 校 平野 敦子（新津中学校長）、松山 徹（新津小学校長）
鳥居 篤史（新津中教頭）、佐山 淳一（新津小教頭）
影山 直男樹（新津中CS担当教員）、森 英仁（新津小CS担当教員）
青木 潤子（新津中CSディレクター）、二宮 千穂（新津小CSディレクター）
- 7 教育委員会 鈴木 陽子（教育総務課）
- 8 傍 聴 者 なし
- 9 会議録作成者 新津中CSディレクター 青木 潤子

10 議長の選出

前回の学校運営協議会の際、川嶋委員が第4回の議長を務める旨の申し出があったため、全員異議なくこれを承認した。

11 協議事項

- (1) 学校関係者評価
- (2) 来年度の学校運営の基本方針の説明
- (3) 学校運営協議会の自己評価
- (4) 夢育やらまいかCS加算分の報告

12 会議記録

司会の新津中CS担当教員から、委員総数15人のうち11人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1)学校関係者評価

議長の指示により、新津小CS担当教員、新津中教頭から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があった。

その後2つのグループに分かれて熟議をし、それぞれの代表者から以下の発言があった。

【鈴木委員、阿部委員、内山委員、深津委員、大石委員】

- ・小学校で不登校割合が高いとのことだが、いじめと直接リンクするわけではないと思う。
- ・「子どもの権利」を学び、相手にも権利があることや人を尊重する事を知り、多様性を受容できるようになることで、いじめが減るのではないかな。
- ・図書室に足を踏み入れて、ワクワクさせることができれば良いのではないかな。
- ・何か少しでも学校に来る気にさせる取り組みができないだろうか。

【川嶋委員、澤根委員、下位委員、戸塚委員、澤柳委員、水谷委員】

- ・「夢や目標がある」という評価項目について。子供が発した夢を否定するような発言をなくしていきたい。

・「進んで挨拶ができています」という評価項目について。保護者、教職員の評価は「できていない」が多いが、まず子供同士で挨拶ができていいるのだろうか。

・学校での講話だが、事前にアンケートをとってくれるといいかもしれない。「こんなことを聞こう」など、質問したいことが出てくるのではないか。

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2)来年度の学校運営協議会の基本方針の説明

議長の指示により、新津小校長、新津中校長から、別紙資料に基づき来年度の学校運営協議会の基本方針の説明について説明を行った。委員からの意見を受け、次年度第1回学校運営協議会で再度提案し、承認を得ることとなった。

(3)学校運営協議会の自己評価

議長より、別紙資料に基づき学校運営協議会の自己評価について説明があった。学校運営協議会の取り組みについて振り返り、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(4)夢育やらまいかCS加算分の報告

議長の指示により、別紙資料に基づき新津小教頭から、夢育やらまいかCS加算分の報告があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項

(1)オブザーバーより

【黒田議員】

- ・部活動の地域移行の話。6年生の保護者間で、部活動がなくなると噂が広まっているようだが、そんなことはない。しかし、スポーツ協会に運営依頼をするも、なかなか受けてもらえない。しかるべき団体に委託できるよう、運営体制をしっかりと決めてほしい。
- ・いじめの話。認知件数が増えたのは生徒からのSOS発信が増えたということ。増えたことを前向きに評価するのは良いこと。一人で抱え込まず、組織で対応すべき。

【山下所長】

- ・1月12日に二十歳のつどいを行い、約120名の参加があった。これは例年より多いことで、地域みんなで包み込むような顔の見える地域なのだと感じた。

(2)川嶋委員より

- ・新津地区では21台の防犯カメラが稼働している。協働センター協の放課後児童会のところにも設置しており、子供の安心安全を見守っている。
- ・小学校も防犯カメラを設置した。

(3)来年度の開催日程について

中学校CS担当教員から、来年度の開催日程について連絡があった。

- | | | | | |
|-----|------|-----------|-------------|--------|
| 第1回 | 令和7年 | 4月28日(月) | 14:00~16:00 | 会場:新津小 |
| 第2回 | 令和7年 | 6月26日(木) | 14:00~16:00 | 会場:新津小 |
| 第3回 | 令和7年 | 10月17日(金) | 14:00~16:00 | 会場:新津中 |
| 第4回 | 令和8年 | 1月30日(金) | 14:00~16:00 | 会場:新津中 |

(4)来年度の学校運営協議会委員について

新津小校長から、来年度委員の選出については2月中旬を目途に調整する旨の連絡があった。

学校運営協議会 年間計画(案)

資料4

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	4月28日(月) 14:00～16:00 新津小 南会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認	<新津小> 5月24日(土)運動会 6月20日(金)参観会 <新津中> 5月 2日(金)学校公開日 5月23日(金)体育大会
2	6月26日(木) 14:00～16:00 新津小 南会議室	熟議テーマ(案) (13:30～13:50 校内自由参観) ☐ 新津小の合言葉「夢いっぱい 友達いっぱい 力いっぱい 元気いっぱい」の取り組みの重点につ いて ☐ 学校支援活動について	
3	10月17日(金) 14:00～16:00 新津中 会議室	熟議テーマ(案) (13:30～13:50 校内自由参観) ☐ 学校評価(中間)について ☐ 新津中のLL学習について ☐ 部活動の地域移行について	○学校運営協議会の自己評価を 記入し、学校への提出 ⇒10月31日(金)までに新津小 へ。または、さくら連絡網のアン ケートへ入力してください。
4	1月30日(金) 14:00～16:00 新津中 会議室	熟議テーマ(案) (1)学校関係者評価について (2)次年度学校運営の基本方針について (3)学校運営協議会の自己評価	

＜令和7年度 新津小学校グラウンドデザイン＞

はままつつくり未来プラン（第4次 浜松市教育総合計画 前期）

- 基本理念 描く夢や未来の実現 ◇主体性 ◆多様性・包摂性 ◆信頼・協働
 □目指す子供の姿 ○自分らしさを大切にすること ○他者と協働し、主体的に行動できる子供 ○自己調整しながら、粘り強く取り組む子供
 □目指す教職員の姿 ○こどもの自分らしさを受け止める教職員 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員 ○専門性と指導力を磨き続ける教職員

夢をもち未来を創り出す子

学校教育目標

学校経営目標 人とかわかり、学び続けられる人を育てる学校・学び舎新津

□新津中学校区の目指す子供の姿

□学校の概要等

夢や未来を思い描き、主体的に取り組み、実現させていく子

明治6年、大通院の本堂に「新橋学校」として創立。昭和26年、新津村が浜松市と合併し「浜松市立新津小学校」と改名。令和7年度は創立153年目。戦後、昭和29年に児童養護施設「清明寮」が隣接地に創設。地域は、戦後の早い時期から福祉事業に賛助し、学校は、教職員、子供たち、地域が子供たちの居場所をつくり、多様な実態を温かく包み込める雰囲気をつくる包摂性や受容性が根付いている。これまでに「もりのこ教育」や「健康教育」を推進し、現在は「もりのこ」という言葉を、運動会や学習発表会など様々な場面で活用してきている。

合言葉	夢いっぱい（自分らしさ）	友達いっぱい（徳育）	力いっぱい（知育）	元気いっぱい（体育）
取り組みの重点 ◇主体性 ◆多様性・包摂性 ◆信頼・協働	○自分の夢に向かって取り組みます ・「生きる力」を育む4つの基礎的・汎用的能力の育成 <u>いどむ力</u> （課題対応能力）、 <u>つながる力</u> （人間関係形成・社会形成能力）、 <u>きづく力</u> （自己理解・自己管理能力）、 <u>えがく力</u> （キャリアプランニング能力） ※ 自律的態度、言語能力や情報活用力、コミュニケーション能力など、社会に生きる力等の育成を含む	◇友達1…自分らしさを大切にします ・選択し様々なことを試す場、責任を自覚する場 ◆友達2…お互いの立場を尊重します ・よさを認め合う場、話し合いの充実、人権尊重 ◆友達3…友達とのつながりを大切にします ・温かな人間関係づくり	◇力1…進んで学習します ・子供たちの興味・関心を高める授業づくり ◆力2…一人一人の考えを尊重します ・自分に適した方法で学びを進める指導・支援、一人一人の考えを尊重する学習形態の工夫 ◆力3…共に学びます ・自分の意見を言いやすい授業づくり、高中学年教科担任制、交換授業	◇元気1…進んで健康な体をつくります ・日常の体力の向上、自己調整力の育成 ◆元気2…お互いの命を尊重します ・健康、安全教育の推進 ◆元気3…健康で安全な生活をつくります ・学びやすい環境づくり、防災意識の向上

危機管理・リスク管理 ・危機管理マニュアルや衛生管理マニュアル ・教育情報やセキュリティ管理・個人情報取扱規定 ・SNS、HP及びブログガイドライン

「学び合う」こと・「志をもつ」ことが教職員をつくる

- (1) 教育的素養
 (2) 授業を創る力（学習指導・授業研究）
 (3) 子供と関わる力（生徒指導）
 (4) 特別な支援を必要とする子供への対応
 (5) ICTや情報・教育データの利活用
 (6) よりよい教育を進め、高める力



「夢につながる活動」がPTAをつくる

- (1) 夢につながる活動（森のゆかいな仲間たち、12の贈り物、学習ボランティア、森の本屋さん、図書・読み聞かせボランティア）
 (2) 愛校作業（もりのこサポーターズ、地元企業）
 (3) 広報活動（PTA掲示板、ブログ活動掲載）
 (4) 健全育成・交通安全（ウエブページ収集、登校時の旗振り、下校見守り）

「熟議」がコミュニティ・スクール（学校運営協議会）をつくる

- (1) 学校経営方針（特色ある学校づくり）の承認
 (2) 学校運営に関する意見（学校支援活動や教育課程外での活動等で育てたい資質等の共有）
 (3) 各種団体への広報、教職員とのコミュニケーションの場
 (4) 交通安全（通学路、施設改善要望）
 ※新津小の学校運営協議会は、新津中と合同で組織されている新津小中学校運営協議会である。令和7年度は、設置4年目。

令和7年度 新津中学校グランドデザイン

【校訓】

希望・勇気・規律

【学校経営目標】

志をもち 自分らしさを発揮できる生徒

第4次浜松市教育総合計画

- 描く夢や未来の実現
- ◆主体性
- ◆多様性・包摂性
- ◆信頼・協働

新津中学校区が目指す子供の姿

「夢や未来を思い描き、主体的に取り組み、実現させていく子」

「自分らしさの追求」と「新津プライド」

LL学習

LL学習とは？

「自分らしさ」を発揮し、自分も地域社会も幸せになるためには、どのように生きていくかを考える学習

い

いどむ力

(課題対応能力)

- ・よりよく幸せに生きようとする主体的な行動
- ・問題を自ら発見する力

課題解決学習・生徒会活動・学校行事

つ

つなぐ力

(人間関係形成・社会形成能力)

- ・対話的な学習
- ・級友、地域、保護者、社会とのつながり

協働的な学び・縦割活動・部活動

き

きづく力

(自己理解・自己管理能力)

- ・「自分らしさ」の発見
- ・目指す目標の気づき

個別最適な学び・キャリアパスポート

え

えがく力

(キャリアプランニング能力)

- ・9年間の学びを通じた将来の生き方
- ・地域との関わり

LL発表会・生き方学習・ポランティア

SDGs

小中地域
連携

豊かな
体験

いのちの
教育

多様性
包摂性

各教科の
学習

いじめ
未然防止

情報活用
能力

道徳

健やかな
心身

家庭・地域

- 教育相談の充実とPTAとの連携
- 学校運営協議会（CS）の充実
- 地域諸団体との連携

教職員

- こどもの「自分らしさ」を受け止め、一人一人の豊かな成長を願った支援
- 規範意識をもち、主体的に学ぶ姿勢
- ワークライフバランスを意識した働き方